

令和8年度国民健康保険税率のお知らせ

問 市民健康課 国保年金係 ☎72-5166

国民健康保険税は、加入者（被保険者）が病気やけがをしたときに、保険給付などの財源とすることを目的に世帯ごとに課税される、国民健康保険を支える貴重な財源です。

令和8年度から児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度の財源として拠出するため、新たに子ども・子育て支援金分の税率を設定し、国民健康保険の税率などを下記のとおりとします。

国民健康保険に加入している皆様にはご負担をお願いすることになりますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



子ども・子育て支援金についてはこちら
(こども家庭庁HP)

区分	所得割		均等割		18歳以上均等割		平等割	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	8.4%	8.4%	23,600円	23,600円	—	—	16,200円	16,200円
後期高齢者支援金等分	2.5%	2.5%	7,900円	7,900円	—	—	7,200円	7,200円
介護納付金分	2.2%	2.2%	8,300円	8,300円	—	—	5,800円	5,800円
子ども・子育て支援金分	0.0%	0.4%	0円	1,000円	0円	50円	0円	550円
合計	13.1%	13.5%	39,800円	40,800円	0円	50円	29,200円	29,750円

医療分とは加入者の医療費の支払いに充てられます。

後期高齢者支援金等分とは後期高齢者医療保険制度を支えるための財源に充てられます。

介護納付金分とは40歳から64歳までの加入者がいるときに課税されます。介護保険制度を支えるための財源に充てられます。

子ども・子育て支援金分とは子ども・子育て支援金制度の財源に充てられます。

所得割は世帯の国保加入者の前年の課税所得に応じて計算されます。前年の課税所得がない方にはかかりません。

均等割は世帯の国保加入者数に応じて計算されます。

18歳以上均等割は世帯の18歳以上の国保加入者数に応じて計算されます。

平等割は1世帯当たり定額です。

【国民健康保険からのお願い】

- ・国保に加入するときや、ほかの健康保険に加入して国保をやめるときなどは、「**14日以内**」に届け出が必要です。届け出が遅れると、国保を使った医療費の返還や国保税とほかの健康保険の保険料を二重に支払うことになるなど、調整が必要になる場合がありますので、早めのお手続きをお願いします。
- ・所得の申告は、国保税の算定だけでなく、保険給付を受けるときの所得に応じた自己負担割合や自己負担限度額を決めるためにも必要です。忘れずに正しく申告しましょう。

はり・きゅう施設を利用する方の経費を助成します

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

はり・きゅう施設を利用する方の経費を助成し、高齢者の健康増進の支援を行います。

対象者 市内在住で70歳以上の健康保険被保険者の方

助成額 施術1回につき助成金800円

助成回数 年12回以内

※申請には、対象者の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証など）が必要です。

市の行政組織機構を一部変更します

問 政策企画課 政策企画係 ☎72-5161

市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、4月1日より行政組織機構を下記のとおり変更します。

農林水産課

「農政課」と「林業水産課」を統合し課名を「農林水産課」とします。

(旧) 農政課 (新) 農林水産課

林業水産課

(農政担当 ☎72-5167 / 林業水産担当 ☎72-5198)

※今回の変更に伴う庁舎内の窓口（フロア）の変更はありません。

危機管理課

「総務課危機管理室」を「危機管理課」とします。

(旧) 総務課危機管理室 (新) 危機管理課

(☎72-5180)

学校教育課

「指導・人権教育部落差別解消推進係」と「企画調整係」を統合し、「学校教育・人権教育部落差別解消推進係」とします。

(旧) 指導・人権教育部落差別解消推進係 (新) 学校教育・人権教育部落差別解消推進係

企画調整係

(電話番号の変更はありません)

RSウイルスワクチン定期接種が始まります

問 市民健康課 保健推進係 ☎72-5189

予防接種を希望される方は、必ず事前に医療機関に電話予約をしたうえで受診してください。

対象者 接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方

使用ワクチン 母子免疫ワクチン（ファイザー社の組換え

えRSウイルスワクチン：アブリスボ®)

接種回数 妊娠1回につき1回

自己負担額 なし

実施医療機関 市のホームページをご覧ください。



市ホームページ

令和8年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ

問 市民健康課 保健推進係 ☎72-5189

接種を希望される方は医療機関に直接予約して接種してください。

対象者

- 65歳の方
 - 接種日時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスの機能に一定の障がい有する方（身体障害者手帳1級相当）
- ※過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象となりません。

接種期間 65歳の1年間

使用ワクチン 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV20)

自己負担額

市内医療機関：各医療機関の接種費用から7,820円を差し引いた額

市外医療機関：一律4,000円

※定期接種で使用するワクチンの変更に伴い、令和8年度から自己負担額が変更となりました。

